

公益財団法人SGH財団

2016年度

## 私費外国人留学生奨学生募集要項

2016年度奨学生募集について、日本の大学の学部もしくは大学院に在学する私費外国人留学生の中から奨学金の受給者（以下「奨学生」という）を下記の要項により募集する。

記

### 1. 応募資格

奨学生に応募できる者は、東南アジア諸国（注：1）の国籍を有する私費外国人留学生（注：2）で、2016年4月1日現在において、（注：3）下記の要件をそなえる者とする。

- （1）学部3年次及び6年制学部コース（医・歯・獣医・薬学部）の5年次に進学する者。
- （2）大学院修士課程（博士前期課程）の1年次に入学する者。
- （3）大学院博士後期課程2年次及び4年制博士課程（医・歯・獣医・薬学部）の3年次に進学する者。
  - 学業・人物ともに優秀でかつ健康であり、経済的援助を必要とする者。
  - 原則として2016年4月1日現在で、年齢が学部学生は27歳未満、大学院学生は35歳未満であること。
  - 他の奨学金を受けていない者。
  - 奨学金の支給期間中において、当財団が主催する交流会・採用証書授与式に出席できる者。ただし、当財団が承認する欠席事由がある場合はこの限りではない。
  - 奨学生終了後も同窓生として交流活動に積極的に協力できる者

注1：東南アジア諸国とは、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国をいう。  
フィリピン・インドネシア・シンガポール・マレーシア・タイ・ブルネイ  
ベトナム・ミャンマー・ラオス・カンボジア

注2：「私費外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法別表第1に定める「留学」という在留資格により、日本の大学、大学院において教育を受ける外国人学生で、日本政府から奨学金を受けていない者をいう。

注3：春期入学のみ対象・秋期入学は対象外

## 2.奨学生採用予定人員 19名

公益財団法人SGH財団の合併記念事業として、本年は採用人数を3名追加し募集する。

## 3.奨学金

奨学生として採用した者に対して、奨学金 月額 100,000 円を毎月の初めに支給する。

## 4.奨学金の支給期間

奨学金の支給期間は2年間とする。  
(2016年4月から2018年3月まで)

## 5.応募の手続き

- (1) 奨学生に応募する留学生は、学部学生用(別紙様式1-1、1-2)または大学院学生用(別紙様式2-1、2-2)の申請書等に下記の書類を添えて、大学が指定する日までに在学する大学宛に提出しなければならない。

【注意】記入は黒いペンで楷書、アルファベットは活字体を使用

- ア. 学業成績証明書(博士後期課程は、修士修了時の成績証明書を提出)
- イ. 指導教官等の推薦理由書(別紙様式1-3、2-3-①、2-3-②)
- ウ. 外国人登録証明書(日本国政府発行)カードのコピー(表裏)
- エ. 在学証明書
- オ. 健康調査書(別紙様式5)

- (2) 大学は、前記(1)の申請者の中から適当と認めた者について、学長の推薦書(別紙様式1-4又は別紙様式2-4)を添え、本財団に推薦する。

【注意】封筒に大学担当者の氏名と電話番号を明記のこと。

上記書類は返却致しませんのでご了承ください。

申請書類はコピーしますからホチキスで留めないでください。

## 6.応募締切日

2016年4月17日(日)(当日消印有効)

## 7.選考及び決定

本財団は、5により大学から推薦(学部学生1名、大学院学生1名以内)があった者について、本財団に設ける選考委員会に諮り、理事長が採否を決定する。その結果については、在学する大学を通じて応募者本人に通知する。

(2016年5月15日頃を予定)